

GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報
2005 / 第61号
平成17年1月15日発行
題字：梶原拓岐阜県知事

◆行政ニュース

◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正について

◆連合会ニュース

◎産業廃棄物処理業優良化推進事業について

あいさつ 年頭にあたって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実	2
	役員一同	3
	岐阜県健康福祉環境部環境局長 猿渡要司	4
	岐阜市環境事業部長 一野憲彦	5

行政ニュース 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正をする法律の施行について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	6
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室	17

連合会ニュース 産業廃棄物処理業優良化推進事業について	(社)全国産業廃棄物連合会	29
地域振興局だより 台風23号における飛騨地方の災害廃棄物処理について	岐阜県飛騨地域振興局環境課	36

シリーズ わがまちの産業廃棄物問題と対策	瑞穂市長 松野幸信	38
----------------------	-----------	----

協会だより 清水道雄氏(当協会副理事長)環境大臣表彰受賞	39
平成16年度第4回・第5回理事会開催	39
新理事・新委員の紹介	39
平成16年度各委員会開催	39
「廃棄物処理法とマニフェストの実務」研修会開催	39
産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催(第3回)	40
災害廃棄物処理体制構築マニュアル説明会の開催	40
安全衛生規程等講習会開催	41
全国正会員事務局責任者会議開催	41
産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告	41
新規加入会員の紹介	42
お知らせ 岐阜県人事異動(関係分)	43
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法・購入申込書	44

表紙写真

「乗鞍岳と雲海（すずらん高原より）」

(日本風景写真協会 岐阜第一支部)



年頭にあたって

理事長 中 本 貞 実

明けましておめでとうございます。
平成17年の新春を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は相次ぐ台風上陸や、新潟県中越地震が発生するなど大きな災害に見舞われ、各地で多大な被害をもたらしました。

被災地が一日も早く復旧されることをお祈り申し上げます。

また、県内においては、大量の産業廃棄物の不法投棄事件が発生、協会はもとより、会員企業の社会における信頼が大きく損なわれました。

年の初めにあたり、会員と共に法令の遵守はもとより、さらなる適正処理に向けて取り組むよう決意を新たにするものであります。

国においては、廃棄物処理法の改正に向けて、今年もマニフェスト制度の見直しや罰則の強化が図られると聞いております。

また、企業の優良化に向けて産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準の制定に向けて検討が進められております。

一方、県・市においては、廃棄物処理業に対する理解を深め、廃棄物処理業界の地位向上に寄与するために、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の許可情報が公表されております。

これからは、排出事業者が自らの責任において優良な処理業者を選択することとなり、

当然排出事業者責任も問われることになると 思います。

当協会としましても、昨年は、適正処理に向けて、「廃棄物処理法の一部改正」・「マニフェストの実務」について研修会を開催し会員の皆様方に周知を図ったところです。

本年も講習会や研修会を通して産業廃棄物に関する知識の啓発普及を図りたいと思います。

また、少しでもごみを減らし、資源を無駄にしない循環型社会に向けて全県民的課題として産、官一体となり豊かな自然環境と快適な生活環境を将来の世代に残していくことが我々の責務であります。

しかしながら、廃棄物に関し、処理施設の不足やそれに伴う不法投棄の多発などの問題が地域において様々な混乱を招いており、地域住民の産業廃棄物に対する理解を得るのが非常に難しい状況にありますが、(財)地球環境村ぎふ・関係業界とも連携を密にして、産業廃棄物の更なる適正処理に向けて努力するものであります。

本年も会員の皆さんはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げご挨拶いたします。

頌 春



年頭にあたり平素のご支援に感謝申し上げますとともに
本年もよろしくお願ひします

平成十七年元旦

理事長	中 本 貞 実	理事	高 橋 淳 二
副理事長	清 水 道 雄	"	竹 中 靖
"	後 藤 利 夫	"	田 中 一 郎
専務理事	吉 田 徹	"	野々村 清
理事	臼 井 清 三	"	野 村 清 晴
"	粥 川 長 司	"	野 村 浩 司
"	木 村 虎 男	"	水 谷 重 雄
"	清 水 利 康	"	山 村 け い
"	杉 山 博 之	"	吉 村 勝 義
"	鈴 木 孝 郎	監 事	佐 藤 敏 一
"	鈴 村 兼 利	"	山 口 繁
"	高 井 信 夫		



新年のごあいさつ

岐阜県環境局長 猿渡要司

新年あけましておめでとうございます。

平成17年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の会員の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、講習会の開催、会員への情報提供、ぎふ保全協会報の発行など積極的に活動を展開され、廃棄物行政に多大な御協力をいただいていることに対しまして、改めて感謝と敬意を表するところであります。

さて、昨年は、3月に発覚した岐阜市椿洞における産業廃棄物の大規模な不適正処理事案の話題で明け暮れた一年でした。

全容解明のための捜査が未だ進行中ですが、事件がもたらした県民の産業廃棄物処理に対する不信感は、極めて大きく、県内の産業廃棄物処理関係者の方々には、今まで以上に産業廃棄物の適正処理に全力を傾注することが望まれております。

岐阜市が権限と責任を有する事案ではありますが、県におきましても、市が設置した「岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討会」への参加、排出事業者調査への協力、県と岐阜市が不法投棄等の不適正処理事案に対して連携をはかり、一体となって対処できるシステムづくりのための協議の場の設置など、岐阜市との連携強化を図ってまいりました。

また、県独自の取り組みとして、知事をトップとした岐阜県産業廃棄物対策会議の設置（3月11日～）、産業廃棄物処理施設に係る一斉点検の実施、産業廃棄物110番の設置（7月5日～ TEL 0570-02-5300）、不適正処理事案の県ホームページでの公表（7月30日～）、不適正処理対策室に「監視指導グループ」の新設（10月15日～）などを行い、不適正処理対策の強化を図っております。

一方、国におきましても、昨年4月に廃棄物処理法を改正し、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的での廃棄物の収集運搬罪を新設するなど罰則を強化したほか、同法施行令を改正し、本年4月から産業廃棄物収集運搬車に関する表示及び書面備え付けを義務付けるなど、不法投棄抑制対策を強化しているところです。また、マニフェストに関する違反についての罰則強化を図るため、廃棄物処理法のさらなる改正の動きもあります。

しかしながら、このような行政側の対応には限界があり、産業廃棄物処理関係者自らが、法令の趣旨を理解し、産業廃棄物の適正処理に取り組むことが不可欠でありますので、一層の御尽力をお願いいたします。

今年一年が皆様にとってよい年でありますよう心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



年頭のごあいさつ

岐阜市環境事業部長 一野憲彦

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、廃棄物処理行政の推進にご理解とご協力を賜り、とりわけ産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、昨年は岐阜市北部における産業廃棄物不法投棄事案に関し、会員の皆様方には多大なご心配をおかけいたしました。

不法投棄事案に関しては、引き続き市民の安心、安全を第一に考えて、「迅速」「情報公開」及び「行政と市民との協働」をキーワードに市民の納得できる「岐阜モデル」による解決に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

さて、昨年10月から本市においてはごみの減量と資源のリサイクルを進めるため、一般家庭から排出される廃食用油（てんぶら油）と発泡スチロールの回収を始めました。回収した廃食用油はごみの収集車の燃料に再利用したり、飼料や肥料用油脂などにリサイクルされます。また、発泡スチロールは再生プラスチック製品にリサイクルされます。今後もこのような形で、さらなるごみの減量と資源のリサイクルに努めてまいります。

近年のリサイクルの意識の高まりの中で、各種リサイクル関連法が制定されているところであります。本年の1月1日からは「使用済自動車の再資源化等に関する法律」が本格施行となりました。年間約400万台排出される使用済自動車は従来、有用金属、部品等資源として価値が高いため、解体業者や破碎業者の売買を通じてリサイクル、処理が行われてきました。それが近年、最終処分費の高騰とスクラップ価格の低迷などによって使用済自動車の逆有償化が進み、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄、不適正処理の懸念も生じています。このため自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクルと適正処理を図るために作られた新たなリサイクル制度です。メーカー、ユーザー、行政が一体となって循環型社会の一翼を担う制度ですので、本市においても制度が支障なく運用されるよう、より一層努めてまいります。

今後もごみの減量化、再資源化を進め、循環型社会へ転換していくためには、排出事業者、処理業者、市民、行政がそれぞれの役割を認識し責任をもって行動していくことが重要であります。そのためにも皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝とご活躍を心よりお祈りいたします。新年のご挨拶とさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

環境省から下記により通知がありましたので、お知らせします。

環廃対発第041027004号
環廃産発第041027003号
平成16年10月27日

各都道府県知事 殿
各政令市市長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号。以下「改正法」という。）は、本年4月28日に公布されたところであり、罰則の強化に係る事項は既に公布の日から起算して20日を経過した日から施行されているところであるが、その他の改正規定は、本日（一部については、平成17年4月1日）、施行されたところである。これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第296号。以下「改正令」という。）が本年9月29日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年環境省令第24号。以下「改正省令」という。）が本日、それぞれ公布され、本日（一部については、本年12月10日及び平成17年4月1日）、施行されたところである。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遗漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

また、平成17年4月1日から施行することとされた改正項目の施行に当たっては、別途通知する。なお、硫酸ピッチ不適正処理事案への対応強化については、別途、産業廃棄物課長から通知することとしているので留意願いたい。

記

第一 改正の趣旨

近年、硫酸ピッチの不適正な保管といった悪質な廃棄物の不適正処理が依然として後を絶た

す、また、廃棄物の処理施設における甚大な事故が発生するなど、廃棄物を巡る問題の解決は、なお喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、今般の改正法においては、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、安全な受け皿としての廃棄物の処理施設の確保を図るため、産業廃棄物の不適正処理事案に係る環境大臣の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。）に対する指示規定の創設、指定有害廃棄物の処理の禁止、特定の廃棄物の処理施設における事故時の措置の義務付け、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出の義務付け、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、これと併せて、改正令及び改正省令においては、廃棄物処理に関する諸基準の強化・合理化等を図ることとしたものである。

第二 改正の内容（改正法関連）

1 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の設置の許可申請に係る生活環境影響調査書の添付の特例

(1) 構造基準及び維持管理基準に適合しているにもかかわらず設置者が欠格要件に該当するなどにより設置許可が取り消された処理施設について、別の者が過去になされた許可と同一の維持管理計画等をもって新たに設置許可を取得して当該処理施設を稼働するような場合には、過去に周辺地域の生活環境に及ぼす影響について問題ないものとしてなされた許可と同一の条件であると考えることができるので、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこととした。

ただし、許可申請書に係る公衆の縦覧並びに関係市町村及び利害関係者からの意見聴取を省略することはできない。

(2) 廃棄物の最終処分場に関しては、ある程度稼働した後には埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量は当然減少していることが予想されるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第2項又は第15条第2項の各号に掲げる許可申請書に記載すべき事項のうち、第5号の処理能力に関しては同一であることを要しないこととした。

(3) 平成10年6月16日以前に許可申請がなされた廃棄物処理施設については生活環境影響調査書だけでなく、第6号（設置計画）及び第7号（維持管理計画）の記載についても義務付けられていないことから、本特例措置については、平成10年6月17日以降に許可申請がされた施設のみが対象になる。

2 指定有害廃棄物及びその処理に関する基準の創設

近年、軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチといった、人の健康又は生活環境に著しい被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の不適正処理が深刻な社会問題となっている。こ

うした状況を踏まえ、何人も、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの（以下「指定有害廃棄物」という。）の保管、収集、運搬又は処分については、他の法令又はこれに基づく処分により行う処理を除き、政令に定める処理基準に従って処理を行うことを義務付け、これに違反した場合は、不法投棄及び不法焼却と同様、改善命令等の措置を経ることなく、直ちに罰則の対象となることとした。処理基準については、廃棄物担当部局が警察、税務等の関係機関の協力のもとに、指定有害廃棄物の不適正処分に対し、厳正かつ速やかに対応できるよう、容器、保管施設、処分方法等に関して、厳格かつ具体的な基準を定めたものである。

（1）指定有害廃棄物の指定

指定有害廃棄物については、不適正な処理を行った場合、人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生じうるものとして、改善命令等により担保されている現行の特別管理産業廃棄物等に係る処理基準の遵守に加えて、何人にも政令に定める基準に従った処理を直罰をもって義務付けるものである。このため、重大な健康被害等の原因となり、全国的に被害が生じているものとして、「硫酸ピッチ」（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性（pH（水素イオン濃度指数）2.0以下）を有するもの）を指定した。これは、廃硫酸と廃炭化水素油の混合物としての状態を定義しているものであることから、混合時に硫酸と炭化水素油が有効であったか否かにかかわらずその性状によって硫酸ピッチであるか否かが定まるものである。

なお、炭化水素油とは、炭素と水素からなる各種化合物で構成される油であり、原油及びその加工製品である揮発油、灯油、軽油、重油等の一般に石油と呼ばれるものを指す。

pH値の検定方法については、指定有害廃棄物に係る基準の検定方法（平成16年環境省告示第64号）により、廃酸と同様、日本工業規格K0102の12. 1（ガラス電極法）に定める方法によることとした。硫酸ピッチは、性状が一様ではなく、pH値にもばらつきが見られることから、複数箇所から試料を採取して測定を行う必要がある。また、固体に近い性状を有する硫酸ピッチについては、溶出操作又は固体用のガラス電極を用いて測定を行う。

なお、油分がわずかに混じった廃硫酸又は硫酸がわずかに混じった廃油、例えば、工場において硫酸による機器の洗浄過程から排出されるようなものについては、社会通念上指定有害廃棄物とは解せず、通常の廃酸又は廃油として取り扱われるものである。

（2）指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準の創設

指定有害廃棄物に係る処理基準については、既存の特別管理産業廃棄物等の処理基準の内容を基本としつつ、①一般的・抽象的な基準については、指定有害廃棄物の特性を踏まえ、具体化・明確化し、適切な処理が確保される基準とする、②既存の処理基準のうち、基準に違反しても直ちに人の健康又は生活環境に被害を及ぼすことがないものについては、指定有害廃棄物の処理基準としては定めず、従来どおり特別管理産業廃棄物処理基準等として改善

命令等を通じて担保する、との考え方の下に定めることとした。

イ 指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に係る基準（改正令第16条第1号）

(イ) 指定有害廃棄物の保管は、①密閉できること、②容器の内面がポリエチレンその他腐食され難い物質で被覆されていること又はこれと同等以上の耐腐食性を有すること、③日本工業規格Z1601号（鋼製ドラム缶）第1種に適合するドラム缶又はこれと同等以上の強度を有すること、を満たす容器に収納して行わなければならないこととした。当該容器は、耐腐食性を有する地上設置型の貯蔵タンクやケミカルドラム缶を想定しており、通常の鋼製ドラム缶は、②の要件を満たしていない。また、法第19条の7第1項の規定により市町村長が、又は法第19条の8第1項の規定により都道府県知事が生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合（以下「代執行時」という。）については、生活環境の保全上やむを得ず緊急的に措置するものであることから、密閉性のみを保管容器の要件とすることとした。ただし、代執行時においても、保管が長期にわたる場合には、改正省令第12条の32第1項に定める構造を有する容器に詰め替える必要がある。

(ロ) 指定有害廃棄物の保管の場所では、周囲に囲いが設けられ、見やすい箇所に指定有害廃棄物の保管の場所である旨等の必要な事項を表示した掲示板が設けられなければならないこととした。

(ハ) 保管の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないよう、公共用水域及び地下水の汚染防止設備として、①排水溝、②貯留槽、③耐酸性及び不浸透性の材料で築造され、又は被覆されている床又は地盤面を設けなければならないこととしており、具体的には、コンクリート等で築造された設備を想定している。また、亜硫酸ガス処理設備として、①ガス吸引装置を有する屋内保管設備、②排気中に含まれる亜硫醇ガスを除去する装置を有する排気処理設備を設けなければならないこととしており、これらの要件を満たすためには、亜硫酸ガスが大気中に発散しないよう指定有害廃棄物を屋内で保管するとともに、倉庫等の建屋の容積に比して十分な処理能力を有したガス吸引装置及び排気処理設備を設けることが求められる。ここで、地上設置型の貯蔵タンクであって、直接タンクから亜硫酸ガスを吸引し、処理する構造となっているものは、本規定に定める屋内保管設備に該当するものである。

なお、これらの設備については亜硫酸ガス漏えい時等の措置として規定されているものであり、ガス吸引装置等が常時稼働している必要はない。また、代執行時においては、(イ)と同様の理由で、①耐酸性及び不浸透性の材料で覆われた底面、②耐酸性及び不浸透性の材料を使用した覆い又はこれに類する設備を設けることのみを要件とすることとした。これは、例えば、ビニールシートを敷き詰め、又はビニールシートにより覆う措置も含むものである。

(ニ) 保管の場所には、指定有害廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切

りを設ける等必要な措置を講じなければならないこととした。

- (ホ) 保管する指定有害廃棄物の数量は、20キロリットル(200リットルのドラム缶換算で100本)を超えてはならないこととした。本現定は、多量の硫酸ピッチの保管がその不適正処分につながりやすいため、保管数量を制限するものである。また、代執行時には、指定有害廃棄物の不適正保管等の発見段階において、既に当該保管数量の制限を超えている可能性もあるが、このような数量を代執行時に保管することは、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量の保管と解して差し支えない。
- ロ 指定有害廃棄物の収集又は運搬に係る基準（改正令第16条第2号）
- (イ) 指定有害廃棄物の収集又は運搬は、容器に収納して行い、指定有害廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬しなければならないこととした。容器の構造要件及び代執行時の基準については、イの(イ)を参照されたい。
- (ロ) 運搬車は、指定有害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに亜硫酸ガスが漏れるおそれのないものとして、運搬中に容器が移動し、転倒し、又は転落するおそれのないよう容器を固定できる構造を有するものであることとした。運搬車は、タンクローリー（タンク部分が容器に該当）、コンテナ車、平トラック等を想定している。
- (ハ) 運搬用パイプラインは、指定有害廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこととした。
- (ニ) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に指定有害廃棄物の積替えの場所であること等の表示がされている場所で行わなければならることとした。
- (ホ) 指定有害廃棄物の保管は、指定有害廃棄物の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこととした。ただし、指定有害廃棄物の積替えは、①あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められており、②搬入された指定有害廃棄物の量が、積替場所において適切に保管できる量を超えるものではない場合に限ることとした。なお、代執行時においては、緊急に硫酸ピッチを不適正処理の現場から運び出し、別の場所に保管する必要がある場合が想定されることから、①の要件を適用しないこととした。
- (ヘ) 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、改正令第16条第1号ロからホまでの規定の例によることとした。内容については、イの(ロ)から(ニ)を参照されたい。保管数量の制限については、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量又は20キロリットルのいずれか少ない数量とすることとした。また、代執行時における適正な措置を講ずるためにやむを得ないとして認められる数量については、イの(ホ)を参照するほか、効率的に適正な措置を講ずるために複数の場所から指定有害廃棄物を収集又は運搬するに当たって一時的に保管数量の制限を超える場合がこれに当たると解して差し支えない。

ハ 指定有害廃棄物の処分又は再生に係る基準（改正令第16条第3号から第5号まで）

(イ) 指定有害廃棄物の処分又は再生は、指定有害廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成16年環境省告示第63号）により、焼却設備を用いて焼却する方法又は中和設備を用いて中和する方法によることとした。なお、現状では、硫酸ピッチを中和してから焼却する処理工程が一般的であるところ、中和後pH2.0を超えるものとなつた場合、当該物質は指定有害廃棄物ではない。

(ロ) 処分又は再生の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないよう、改正令第16条第1号ハの規定の例によることとした。内容については、イの(ハ)を参照されたい。

(ハ) 指定有害廃棄物の保管を行う場合には、(ロ)によるほか、改正令第16条第1号イ、ロ、ニ及びホの規定の例によることとした。内容については、イの(イ)、(ロ)及び(ニ)を参照されたい。保管数量の制限については、①焼却する場合にあっては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に14を乗じて得られる数量、②中和する場合にあっては、当該指定有害廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に14を乗じて得られる数量又は20キロリットルのいずれか少ない数量とすることとした。また、代執行時における適正な措置を講ずるためにやむを得ないとして認められる数量については、ロの(ヘ)を参照されたい。

(ニ) また、指定有害廃棄物の保管を行う場合には、21日を超えて保管を行ってはならないこととした。また、代執行時においては、大量の指定有害廃棄物の処分又は再生を行う場合が想定されるため、その処分又は再生のために必要となる保管期間を適正な措置を講ずるためにやむを得ないとして認められる期間とする。

(3) 代執行時の留意事項

代執行時に当該硫酸ピッチの処理等を他人に委託するときは、いやしくも地方公共団体から処理等を委託された者が不適切な対応によって人の健康等に著しい被害を生じさせるような事態は絶対にあってはならないことであり、地方公共団体が自ら確認を行うなど、法令の定める基準に従った処理等が行われるよう必要な措置をとられたい。

3 処理施設の事故時の応急措置及び都道府県知事への届出の義務化

処理施設で政令で定めるもの（以下「特定処理施設」という。）において事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散及び流出等により周辺の生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおいて、当該特定処理施設の設置者に対し、応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付けるとともに、都道府県知事による必要な措置の命令を可能にすることにより、特定処理施設の事故時における適切な対応の実施を確保するものである。

(1) 特定処理施設について

- イ 改正令第24条第1号で定める処理施設
法に基づく施設設置許可の対象とされている処理施設について、本規定の対象とした。
- ロ 改正令第24条第2号で定める処理施設
法に基づく施設設置許可の対象とされていない処理施設についても、事故が発生した場合、処理に係る廃棄物等が施設外に飛散、流出することにより生活環境の保全上の支障を生じうるものがあるため、下記のとおり特定の設備が設けられている処理施設については本規定の対象とした。
- (イ) 焼却設備が設けられている処理施設であって、当該焼却設備の1時間当たりの処理能力が50キログラム以上又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの
- (ロ) 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の溶融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1トン以上のもの
- (ハ) 廃油の蒸留設備又は特別管理産業廃棄物である廃酸若しくは廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、1日当たりの処理能力が1立法メートル以上のもの
なお、例えば、焼却設備が設けられている処理施設において、焼却設備以外の設備に起因して事故が発生し、周辺の生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合についても、本規定の対象となるものである。
- (2) 特定処理施設の設置者の義務について
特定処理施設の設置者においては、当該処理施設において破損その他の事故が発生し、廃棄物、汚水等が飛散、流出することにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないものとした。
生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合としては、例えば、中間処理施設の汚水処理設備の破損等により未処理の汚水が敷地境界外に流出する場合、最終処分場のえん堤の破損により埋め立てられた廃棄物が流出する場合などが考えられる。
また、都道府県知事においては、特定処理施設の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急措置を講ずべきことを命ずることができるものとした。
- 4 産業廃棄物の不適正処理事案に係る環境大臣による指示規定の創設
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第93号。以下「平成15年改正法」という。）により、広域的な見地からの調整など国の責務の強化が図られたところであるが、とりわけ産業廃棄物の分野は、違法を覚悟で不当利益を目的とする悪質な者が参入しやすい分野であり、悪質な不適正処理を行う者が依然として後を絶たない状況となっていることから、国の責務の強化の具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正な処

理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、法第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令に関する事務及び法第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置に関する事務に関し必要な指示をすることとした。

5 罰則の強化

(1) 不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的での廃棄物の収集運搬罪の新設

平成15年改正法において、廃棄物の不法投棄及び不法焼却の未遂罪を新設したことにより、不法投棄又は不法焼却の実行に着手した者について、その行為が既遂に達する前の段階で取り締まることができるところであるが、警察等の監視に対する警戒が強化されている状況等を踏まえ、不法投棄又は不法焼却の実行に着手する前の準備段階における取締りを可能とするため、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をする行為を罰する旨の規定を新設し、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科に処することとした。

処罰されることとなる具体的な行為類型としては、不法投棄が行われている現場付近まで不法投棄目的で廃棄物を積載した車両を乗り入れ、投棄の順番待ちをしている行為、繰り返し不法焼却が行われている現場に焼却の用に供するための着火剤とともに廃棄物を搬入する行為等が考えられる。

(2) 受託禁止違反及び不法焼却の罪の量刑の引き上げ

産業廃棄物の受託禁止違反及び廃棄物の不法焼却に対する罰則を5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科に引き上げるとともに、法人の代表者、従業員等が、その法人の業務に関し不法焼却を行った場合の当該法人に対する罰金刑の上限を、不法投棄同様1億円に引き上げることとした。

第三 改正の内容（改正法非関連）

1 焚却に係る廃棄物処理基準の見直し

法に基づく設置許可を要しない小規模な廃棄物焼却炉（以下「小型廃棄物焼却炉」という。）に係るダイオキシン類対策として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成13年環境省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）により、一般廃棄物処理基準及び産業廃棄物処理基準における廃棄物を焼却する焼却設備の構造に係る基準（以下「焼却設備基準」という。）が強化されている。

この規制強化後的小型廃棄物焼却炉の状況をみると、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）に基づく排出基準を十分満足してはいる

ものの、焼却設備基準に適合していないため廃止又は休止状態のものが木材産業を中心に相当数ある状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成13年改正省令の本来の趣旨である、ダイオキシン法に基づく排出基準の遵守とダイオキシン類の排出抑制対策に支障を生じない範囲で、焼却設備基準について所要の改正を行うこととした。

(1) 外気と遮断された状態で廃棄物を投入できる構造

燃焼温度の低下及び燃焼ガス等の外気への漏洩を防止する観点から、燃焼中に廃棄物を投入する場合については、外気と遮断された状態で投入できる構造であることを規定したものであり、外気と遮断された状態で廃棄物を一回の投入で燃やし切る方式の炉を排除していくことを明確化したものである。

(2) 燃焼ガスの温度を測定する装置の設置

燃焼ガスの温度を測定する装置については、常時設置が基本であるが、協同組合等で温度計を共有し、当該温度計で組合員の設置する炉の燃焼ガス温度を測定する極めて特異な使用形態も考えられるところである。このような場合において、燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合であって、温度計が装着可能な測定口が設置され、温度計を定期的に燃焼室に装着し、燃焼ガス温度を測定・記録する場合については、当該小型廃棄物焼却炉は使用可能である。

(3) 助燃装置の設置

燃焼ガス温度の測定結果により、概ね800℃以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断される乾燥した製材木くずのような廃棄物のみを焼却する場合に限って、助燃装置が設置されなくとも使用可能とした。なお、汚泥、動植物性残さ、廃酸、廃アルカリのように水分を多く含むなど安定した燃焼状態を保つことが困難と考えられる廃棄物、及びこうしたものが混入するおそれのある廃棄物を焼却する場合は、従前どおり助燃装置を設置する必要がある。

また、一つのバーナーで、着火装置及び助燃装置の役割を果たす場合については、必ずしも、新たな助燃バーナーの設置を必要とするものではない。

(4) その他留意事項

イ 改正省令は、ダイオキシン法に基づく排出基準の遵守を基本として、温度計及び助燃装置の設置に係る改正の対象となる廃棄物を極めて限定したものであることに十分留意されたい。また、今般の改正内容について、法主管部（局）及びダイオキシン法主管部（局）が十分連携を図るとともに、関係機関・団体等も通じて、休止している小型廃棄物焼却炉の設置者に対し周知されたい。

ロ 改正省令により、使用を再開する可能性のある休止中の小型廃棄物焼却炉の実態把握に

努めるとともに、当該焼却炉の使用を再開する場合には、設置者が都道府県等に連絡を行って、排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を行い、ダイオキシン法に基づく排出基準に適合していること及び焼却設備基準に適合していることについて法主管部（局）及びダイオキシン法主管部（局）の確認を受けるよう、当該焼却炉の設置者に対し周知、指導されたい。

なお、ダイオキシン類の測定については、現在、簡易測定法の導入が検討されているところであるが、簡易測定法が導入された場合には、当該測定法も積極的に活用し、ダイオキシン法第28条に基づく設置者による測定が徹底されるよう指導されたい。

ハ 焼却設備基準とともに、別に規定されている黒煙が排出されないように焼却すること等の環境大臣の定める焼却の方法（平成9年厚生省告示第178号）の厳格な運用により、適正な燃焼管理を徹底するよう、小型廃棄物焼却炉の設置者に対し周知、指導されたい。

特に、燃焼ガス温度の管理や焼却対象となる廃棄物については、必要に応じ、法に基づく立入検査、報告徴収等により適正に行われていることを確認されたい。

2 既存の製造設備を活用した廃棄物焼却施設に係る構造基準及び維持管理基準の見直し

金属製錬を目的とした既存の製造設備については、従来の焼却施設と構造及び維持管理条件が大きく異なるものの、当該設備が金属製錬を適正に行うことができる構造及び維持管理条件を満たしていれば、原材料に加えて一部廃棄物を投入しても、生活環境保全上特段の問題を生じていないことが明らかになっている。

このような状況を踏まえ、現在、廃棄物処理が想定されている一定規模以上の製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いて焼却を行う施設（以下「製鋼の用に供する電気炉等」という。）について、従来の焼却施設と同様に生活環境保全上の支障が生じないよう適正な処理を確保することを前提に、その構造基準及び維持管理基準について、当該製造設備の特徴に応じた合理的な技術上の配慮を行うこととした。

(1) 適正な燃焼ガスの温度の保持及びその測定・記録

製鋼の用に供する電気炉等は、鉄スクラップや鉱石などの原材料から不純物を分離し、溶鋼、溶体又は焼鉱（以下「溶鋼等」という。）を得るために、施設によって異なるものの、炉内温度は概ね1,000℃から1,500℃以上に保つ必要があることから、こうした高温状態を適正に保つことができるものであることとした。

また、製鋼の用に供する電気炉等の炉内が、溶鋼等を得るために必要な高温状態に保たれていることを確認するため、炉内又は炉の出口において溶鋼等の温度を測定するための温度計が設置されているか、又は設置できる構造であり、かつ、溶鋼等の温度を連続的に測定し記録するか、又は定期的（1日1回以上）に測定し記録することとした。

(2) 集じん器に流入する燃焼ガスの冷却に代わる措置

銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉については、当該施設の維持管理上、集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却することが適当でないことから、これに代わる措置として排ガス中のダイオキシン類濃度を3月に1回以上測定することとした。

(3) 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録に代わる措置

製鋼の用に供する電気炉等は、燃焼管理の指標として一酸化炭素濃度を用いることが適当でないことから、排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録に代わる措置として排ガス中のダイオキシン類濃度を3月に1回以上測定することとした。

(4) ダイオキシン類の濃度基準

製錬の用に供する電気炉を用いた焼却施設に係る排ガス中のダイオキシン類濃度基準については、ダイオキシン法に定める排出基準も勘案して定めた。

第四 施行期日

改正法、改正政令及び改正省令は以下のとおり施行するものとした。

(1) 第二の5に掲げる事項

平成16年5月18日から施行

(2) 第二の1から4までに掲げる事項

平成16年10月27日から施行

(3) 第三に掲げる事項

平成16年12月10日から施行

(4) その他の事項

平成17年4月1日から施行

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正について

(平成16年11月9日開催法令研修会資料より抜粋)

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

1 国の役割の強化による不適正処理事案の解決

- 国は、廃棄物の処理が適正に行われるよう、地方公共団体に対して、必要な援助を与えること及び広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならないこととされている。今回、より具体的な措置として、環境大臣は、産業廃棄物の不適正処理事案が深刻化しているような緊急の場合には、関係都道府県に対し必要な指示ができることとする。(法第21条の3)

(平成16年10月27日施行)

2 廃棄物処理施設を巡る問題の解決

- 廃止後の廃棄物最終処分場の跡地等において土地の形質変更を行おうとする者に、都道府県知事に対する届出義務を課すとともに、基準に適合しない施行方法について、都道府県知事は、その変更を命ずることができることとする。

(法第15条の17、法第15条の18、法第15条の19)

(平成17年4月1日施行)

- 廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事に届け出なければならないこととともに、都道府県知事は、その応急措置について、必要な命令を行うことができることとする。(法第21条の2)

(平成16年10月27日施行)

- 構造上は適正な施設であるにもかかわらず管理者が不在となってしまった廃棄物処理施設については、新たにその管理者になる者に対し、当該施設の設置の許可に関する手続きのうち一部を不要とする。

(法第8条第3項及び第4項、法第15条第3項及び第4項)

(平成16年10月27日施行)

3 罰則の強化などによる不法投棄の撲滅

- 特に危険な廃棄物（硫酸ピッチ）を基準に従わない方法で処理した者や、不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を处罚することとするなど、罰則の強化を図る。

(法第25条第1項第8号、法第25条第1項第10号、

法第25条第1項第11号、法第32条第1号、法第26条第7号)

(平成16年5月18日施行)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号）の施行期日を、指定有害廃棄物及び事故時の措置を届け出なければならない特定処理施設に関する部分について平成16年10月27日と、廃棄物が地下にある土地の形質の変更の届出に関する部分について平成17年4月1日とする。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令について

1 改正法の施行に係る部分

(1) 指定有害廃棄物及びその処理に関する基準（施行令第15条及び第16条関係）

- ① 人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（指定有害廃棄物）として、「硫酸ピッチ」（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの）を指定する。

※ 硫酸ピッチ

炭化水素油の精製に硫酸を使用した場合に生じ、強酸性で腐食性や毒性が強い。近年、脱税目的で重油と灯油から軽油代替物を製造する過程で生じた硫酸ピッチの不適正処理が社会問題化している。

- ② 指定有害廃棄物の保管、収集、運搬、処分等に関する基準について、既に設定されている特別管理産業廃棄物処理基準の内容をベースとしつつ、指定有害廃棄物の特性を踏まえた明確化等を行った上で規定する。

※ 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの

（平成16年10月27日施行）

(2) 事故時の措置について届け出なければならない特定処理施設（施行令第24条関係）

生活環境の保全上の支障が生ずるような事故が発生したときに、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事に届出をしなければならない廃棄物の処理施設として、設置に際し許可が必要な施設、処理する廃棄物が高温となり、又は高温となるおそれがある施設等を定める。

（平成16年10月27日施行）

2 廃棄物処理に関する基準の強化・明確化に係る部分

- (1)廃棄物の熱分解を行う場合の処理基準の創設等（施行令第3条第2号ロ及び第3号ヘ、第4条の2第2号、第6条第1項第2号イ及び第3号並びに第6条の5第1項第2号関係）

廃棄物の熱分解処理が実用化されてきたことを踏まえ、廃棄物の熱分解を行う場合は、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこととする。

（平成17年4月1日施行）

- (2)公共の水域及び地下水の汚染防止措置に係る廃棄物の埋立処分基準の明確化
（施行令第3条第3号ロ関係）

廃棄物の埋立処分に当たって、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置をとることとされているが、これを具體化できるよう、環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずることとする。

（平成17年4月1日施行）

- (3)産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付け
（施行令第6条第1項第1号イ及び第6条の5第1項第1号関係）

産業廃棄物の不法投棄事案の増加に対応し、的確な取締り等を確保するため、産業廃棄物の収集又は運搬を行う運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこととする。

（平成17年4月1日施行）

環境大臣の指示

- ・産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分を巡る問題は依然として深刻であり、特に違法を覚悟で不当利益を得ることを目的として大規模に不適正処分を行う暴力団などの悪質な者が参入する動機付けが強く働くことにより、大きな社会問題となっている。
- ・生活環境の保全上の支障を生じさせるような産業廃棄物の不法投棄事案や、硫酸ピッチなどの通常の経済活動では排出されないようなものについて、緊急時には、より強力に関与していく必要がある。



環境大臣は、産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要がある場合には、都道府県知事に対し必要な指示をすることができるとしている。

【環境大臣の指示が考えられる事例】

- 大量の廃棄物が1カ所に集中的に不法投棄されることにより急激に生活環境の保全上の支障が生じた事例、とりわけ、複数の県域にまたがっている場合には国による指示が有効。
- 地下水脈の上流の区域での不適正処理事案により、有害物質が下流域に地下水脈を通じて汚染を生じさせるおそれのある事例、とりわけ、上流域と下流域が異なる県域の場合には、緊急対応の必要から国の指示が有効。
- 処理方法が確立されていない未知の化学物質が廃棄物として不法投棄された場合、緊急対応のためには国による指示が有効。

廃棄物が地下にある土地の形質の変更

- ・廃棄物最終処分場を廃止しようとする場合の基準を設け、この基準に適合するまで廃棄物最終処分場として適切な維持管理を行うことを義務付けている。
- ・一方、廃止された最終処分場の跡地を利用しようとして土地の改変を行った場合に、浸出水の漏出やガスの発生など予期せぬ支障が生じる可能性がある。



- 廃棄物最終処分場の跡地等について指定区域として指定し、当該指定区域内において土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う場合には事前に都道府県知事に届け出るとともに、基準に適合しない施行方法については、都道府県知事は、その変更を命ぜることができるとしている。

【最終処分場数】

処分場の種類	最終処分場設置数
一般廃棄物処分場(市町村、一部事務組合)	2,077(H12.3)
産業廃棄物処分場	2,749 (H12.3)

【産業廃棄物最終処分場の廃止施設数(H15.3)】

処分場の類型	廃止施設数	(うち、平成10年6月以降)
安定型処分場	1,101	(212)
管理型処分場	561	(95)

【廃止後の産業廃棄物最終処分場の跡地利用状況】

(平成10年6月以降に廃止された施設を対象とした調査(仮集計))

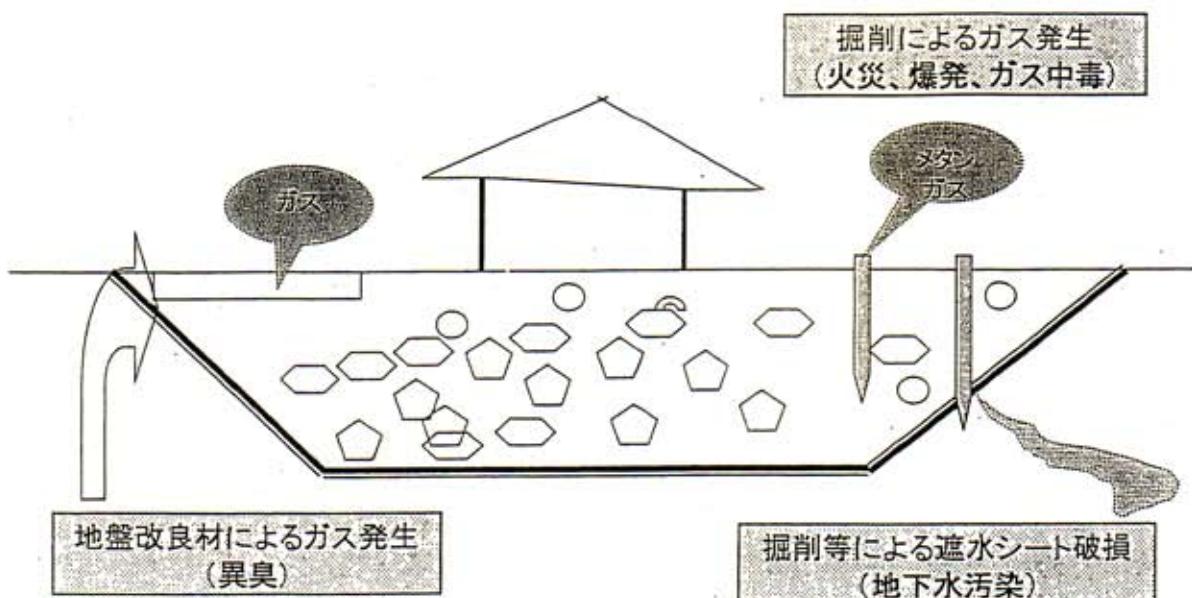


最終処分場跡地利用における生活環境保全上の支障

土地の形質変更に伴う生活環境保全上の支障

掘削工事	遮水シートの破損等による浸出水やガスの周辺部への漏出 埋立地内部の攪拌による地中に滞留したガスの噴出 貯留構造物の崩壊や破損による埋立廃棄物の流出
建築物の設置	遮水シートの破損による浸出水の漏出
地盤改良工事	地盤改良材と埋立地内の廃棄物の接触によるガスの発生

具体的な支障の内容イメージ



廃棄物の処理施設における事故時の措置

- ・廃棄物処理施設の許可制度及び当該施設に係る維持管理計画等により、事故の発生防止の観点からの措置が講じられている。
- ・近年、廃棄物の保管を含む処理工程に由来すると考えられる事故が発生しており、事故発生後の速やかな対応が求められている。



- 廃棄物処理施設において生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、都道府県知事に届け出なければならないこととする。
- 都道府県知事は、当該応急措置を講ずべきことを命ずることとする。

産業廃棄物処理施設における事故発生状況(仮集計)

調査対象:都道府県及び保健所設置市

調査対象:産業廃棄物の処理施設(許可対象施設及び処理業者設置のもの)を対象に、平成12年4月1日～平成15年9月30日までの間に生じた事故事例(都道府県で把握しているもの)

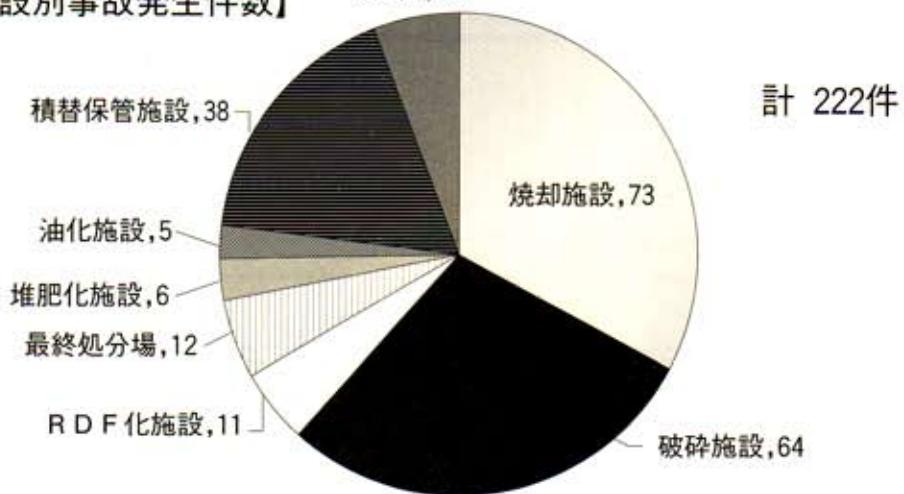
【調査対象とした事故】

死傷者の発生した事故や火災・爆発事故や、消防車の出動や消火のために外部の応援を求めたり、施設の正常な稼働が滞るなど、日常の管理業務では対応できなかった火災・爆発事故等

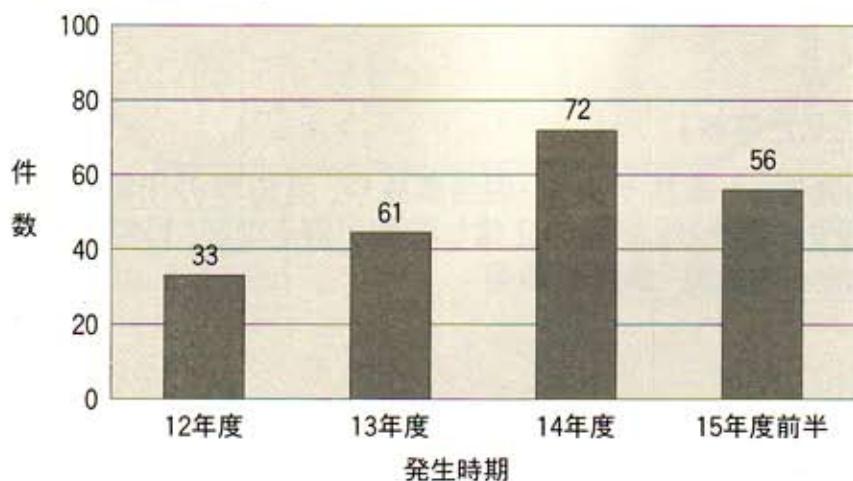
【事故の具体的な事例】

施設	具体的な事故事例
焼却施設	・保管中の可燃性廃棄物への引火による火災事故 ・燃焼室や排ガス処理設備内の火災事故
破碎施設	混入したスプレー缶等や異物の破碎による爆発事故
RDF化施設	RDFの保管施設における火災事故
最終処分場	最終処分場での火災事故
油化施設	熱分解室内での爆発事故
中和施設	廃液の化学反応による火災事故
堆肥化施設	メタンガス等による火災事故
積替保管施設	野積みされた廃タイヤ、シュレッダーダスト、木くずの火災事故

【施設別事故発生件数】



【年度別事故発生件数】



廃棄物処理施設の設置の許可に係る生活環境影響調査書の添付等の特例

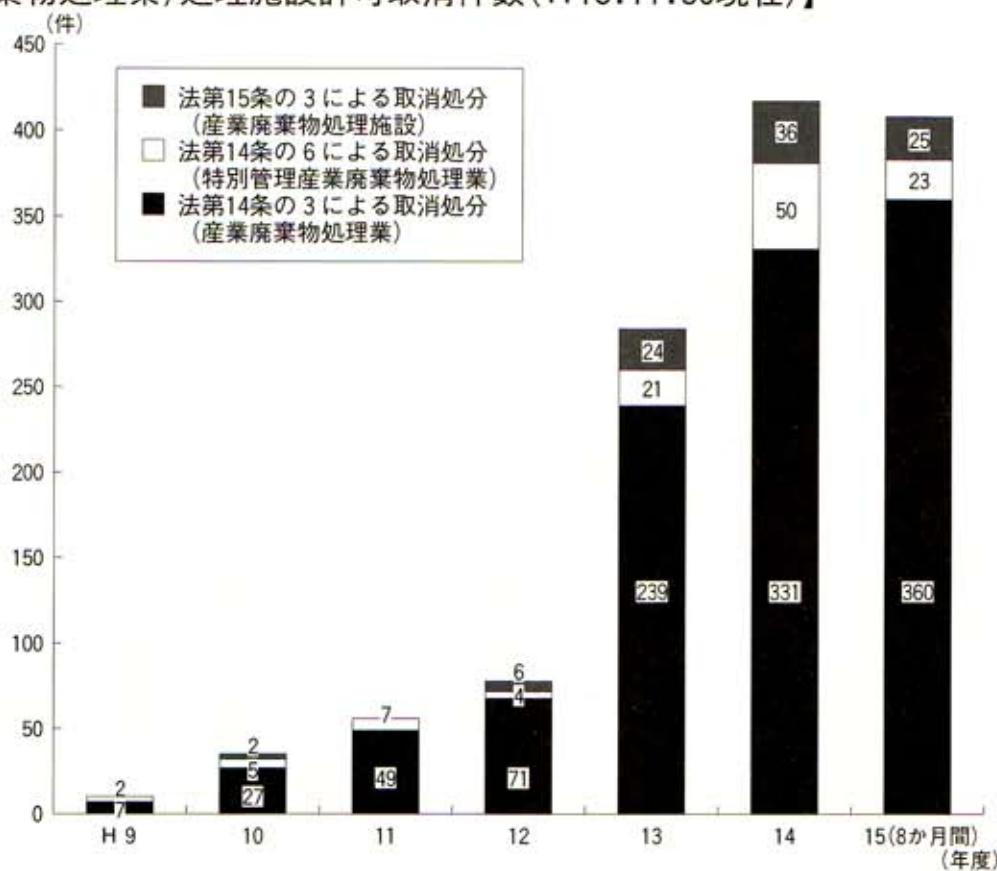
- 一定の規模・種類の廃棄物処理施設(廃棄物最終処分場、処理能力が5トン／日以上の廃棄物の焼却施設など)については、生活環境影響調査(いわゆるニアセス)を行った上で、設置の許可を都道府県知事から受ける必要がある。
- 施設の構造上は適切であっても、その設置者が同法の欠格要件(破産者、環境法令による処罰を受けた者、暴力団構成員等)に該当することにより放置される処理施設が増えることが予想される。



構造上は適正な施設であるにもかかわらず管理者が不在となってしまった廃棄物処理施設については、新たにその管理者になる者に対し、当該施設の設置の許可に関する手続の一部を不要とする。

(不要とする手続) 生活環境影響調査書の提出、同調査書の公告縦覧

【産業廃棄物処理業/処理施設許可取消件数(H15.11.30現在)】



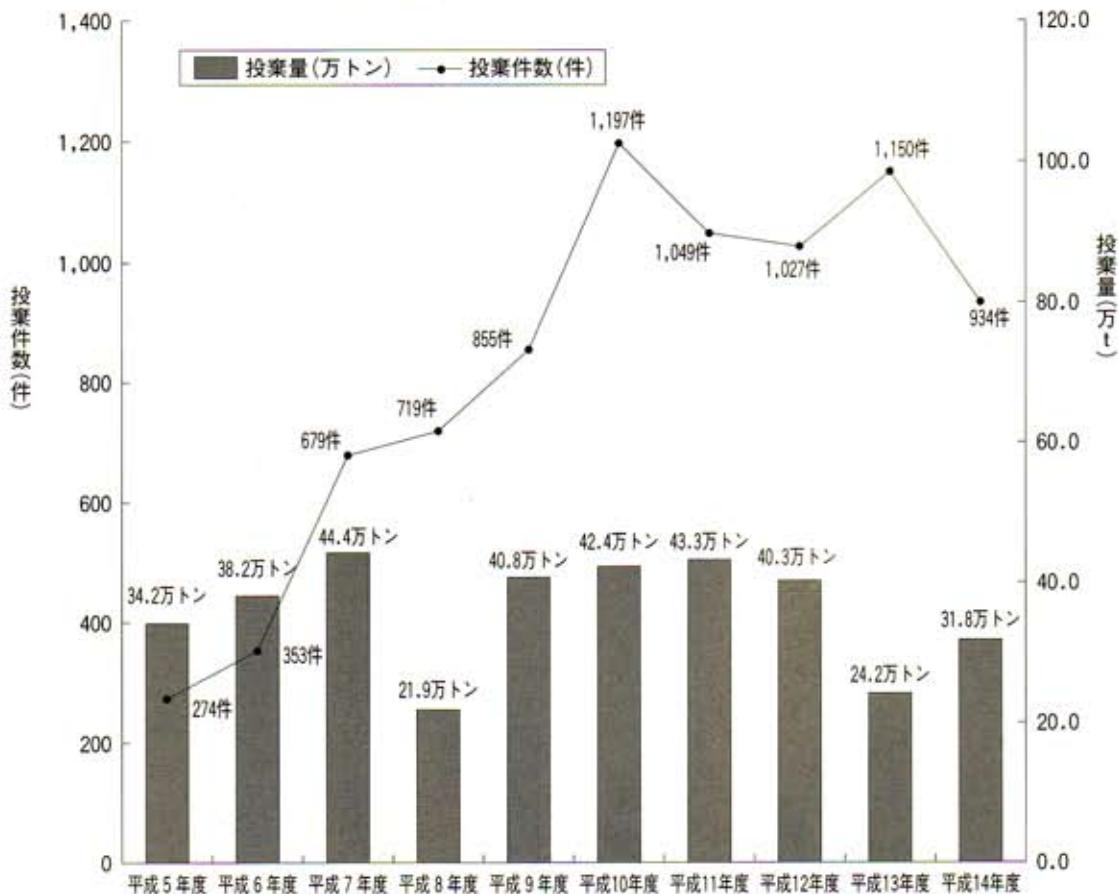
罰則の強化等

- 不法投棄が実行されている現場で不法投棄の順番待ちのために廃棄物を積載した車両を持ち込んでいる行為や、繰り返し不法焼却が行われている現場に着火剤とともに廃棄物を搬入する行為等、不適正処分を行おうとして廃棄物の収集や運搬を行っている者に対して、実効ある罰則を科していく必要がある。
- 不法投棄が行われた現場において、「これから野外焼却を行おうとしていた」等の抗弁を行うことにより罰則を逃れようとするケースや、違法に産業廃棄物処理を請け負っているケースが見られている。



- 不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰する。
- 不法焼却の罪、違法に産業廃棄物を受託する罪の量刑を引き上げる。

【不法投棄の件数及び投棄量の推移】



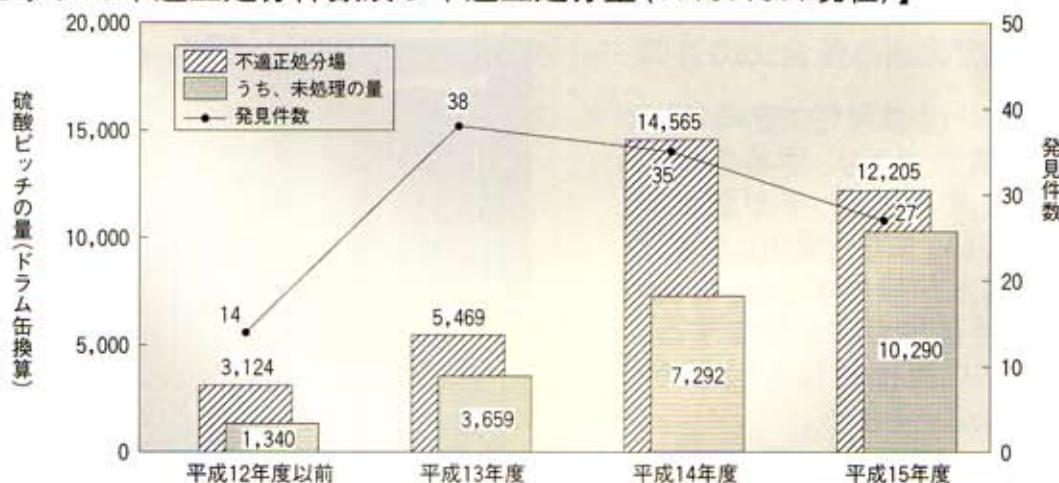
指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理の禁止

- 硫酸ピッチの不適正処分事案が多発しており、これに対処するために早期に厳しい対応を行っていく必要がある。
- 硫酸ピッチを有価物の保管と称して倉庫等に搬入し、そのまま処理を行わずに放置する事例が多く見られるようになっている。



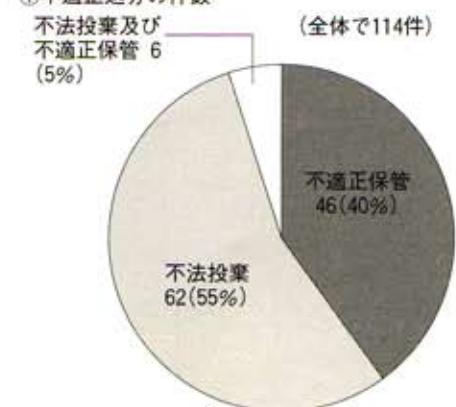
- 人の健康又は生活環境に係る重大な被害を有するおそれがある性状のある廃棄物(指定有害廃棄物:硫酸ピッチを予定)に関する保管、収集、運搬又は処分の基準を定め、この基準に違反した処理を禁止するとともに、不適正な処理を行った者を処罰する。

【硫酸ピッチの不適正処分件数及び不適正処分量(H15.10.1現在)】

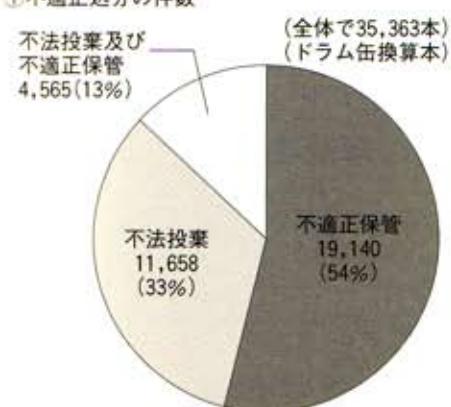


【硫酸ピッチの不適正処分の形態】

①不適正処分の件数



①不適正処分の件数



硫酸ピッチとは

○発生源

硫酸ピッチは、鉱物性油等に含まれる不純物を硫酸で除去する際に生じるものであり、現在問題となっているものは、不正軽油(A重油と灯油を混和させて軽油として使用・販売するものであり、軽油引取税を脱税しているものをいう。)を密造する際に、脱税防止のためにA重油及び灯油に添加している識別剤クマリンを除去する目的で、濃硫酸による処理を行う際に発生する。

○性状

硫酸ピッチの性状は、不正軽油の製造方法や保管状況等によって異なるが、未反応の硫酸を含む硫酸イオンの影響で、水素イオン指数(pH)2.0以下の強酸性であることがほとんどである。主成分は油分、硫酸イオン、タール分等で、鼻を突く異臭を発する。

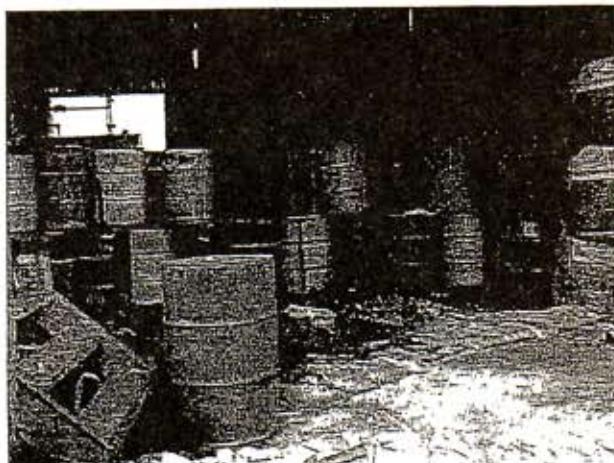
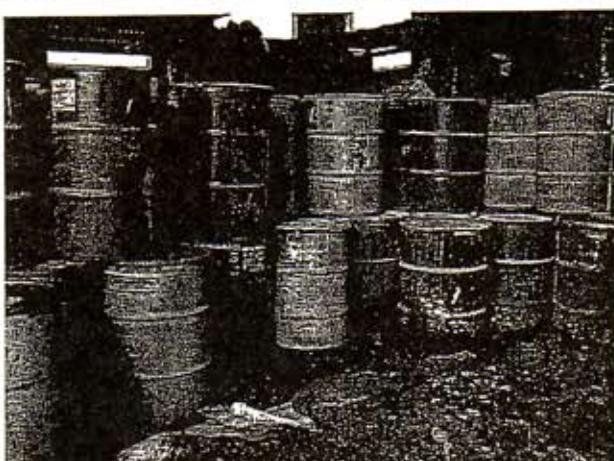
【硫酸ピッチの不適正保管事例(愛知県津具村)】

○周辺生活環境の保全上の支障

硫酸ピッチは強酸性であることに加えて腐食性であり、容器のドラム缶を腐食して硫酸ピッチが漏出することが多い。また、漏出した硫酸ピッチと雨水が接触すると、有毒性を有する亜硫酸ガスが発生する。硫酸ピッチに直接触れると、肌が焼けただれることもある。

○硫酸ピッチの処理方法

硫酸ピッチをそのまま焼却処理すると、中に含まれる硫酸により大気汚染や焼却設備破損のおそれがあることから、前処理として中和処理を行ったうえで、焼却処理する。



産業廃棄物処理業優良化推進事業について

(社)全国産業廃棄物連合会

平成15年3月に政府が策定した「循環型社会形成推進計画」や昨年8月の「環境立国実現のための廃棄物リサイクル対策」の中でも産業廃棄物処理業の優良化が打ち出された。環境省は、「産業廃棄物処理業優良化推進委員会」を昨年4月に立ち上げ、更に4つのワーキンググループの中で詳細な検討が行われた。中でも関心の高かった評価基準について、ワーキンググループは8月24日に最終的な取りまとめを行った。

この中では、大きく分けて「遵法性」「情報公開性」「環境保全」の3分野が検討され、更に情報公開性では、会社情報、施設状況、計上財務、料金など15項目について公開の判断が示された。今後、排出事業者が処理業者選定の際の有力な情報となるばかりか、自治体の許可更新における簡略化のメリット、更には評価基準適合の旨を許可証に記載することによる信頼の担保的な効果が期待されている。今後、廃棄物処理法の省令改正を行い、05年度からスタートする。

報告書は次ページの通りです。

●産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度及び評価基準についての（報告）

平成16年8月24日
産業廃棄物処理業優良推進委員会

産業廃棄物処理業優良化推進委員会（委員長：北村喜宣 上智大学教授）は、環境省において制定することとしている産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下「評価制度」という。）及び評価基準（以下「評価基準」という。）について、評価基準検討ワーキンググループの検討結果に基づき、以下のとおり報告を取りまとめた。

本委員会としては、この報告に基づき、国において早急に制度化が図られるとともに、国、都道府県、関係団体等の連携の下で、評価制度や評価基準の本旨に沿った適切な運用が図られることを期待する。また、本委員会としても、今後さらに、民間市場において排出事業者が優良な処理業者を適切に選択できる仕組みの構築に向けた支援方策について検討を進めることとしている。

1. 評価制度の基本的な考え方

- (1) 平成16年1月28日の中央環境審議会の意見具申では、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、国において評価基準を設定し、この基準に適合する処理業者に対しては優遇措置を講じることを提言している。環境省ではこの提言を受けて、環境省令に評価基準を位置付け、評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを創設することを想定している。
- (2) 本委員会としても、このように全国一律の評価基準を設定し、公的主体が評価基準への適合性を証明することは、
 - ①一定のレベルを満たす処理業者を社会的に明らかにすること、
 - ②排出事業者が委託業者を選定する際の参考となる重要な情報となること、
 - ③優良化を目指す処理業者の取り組みに具体的な目標を与えること、
 - ④基本的な判断基準が各都道府県でまちまちとなり、処理業者に混乱と過重な負担をもたらす事態を避けること、等の観点から、業界の優良化に向けた基盤を形成する第一歩として重要であり、早急な制度化が必要であると考える。
- (3) 排出事業者はその責任を全うするため、最終的には自らの判断で処理業者の選定を行うことが必要であり、評価制度がこれを代替するものではない。国としては、評価制度及び評価基準を活用した個々の排出事業者による処理業者の選定作業の円滑な実施を支援するため、評価基準に位置付けられた公開情報を活用するための「解説」の作成等の支援措置を講じるべきである。

2. 評価制度の仕組みについて

評価制度については、次のような仕組みとすることが適切である。

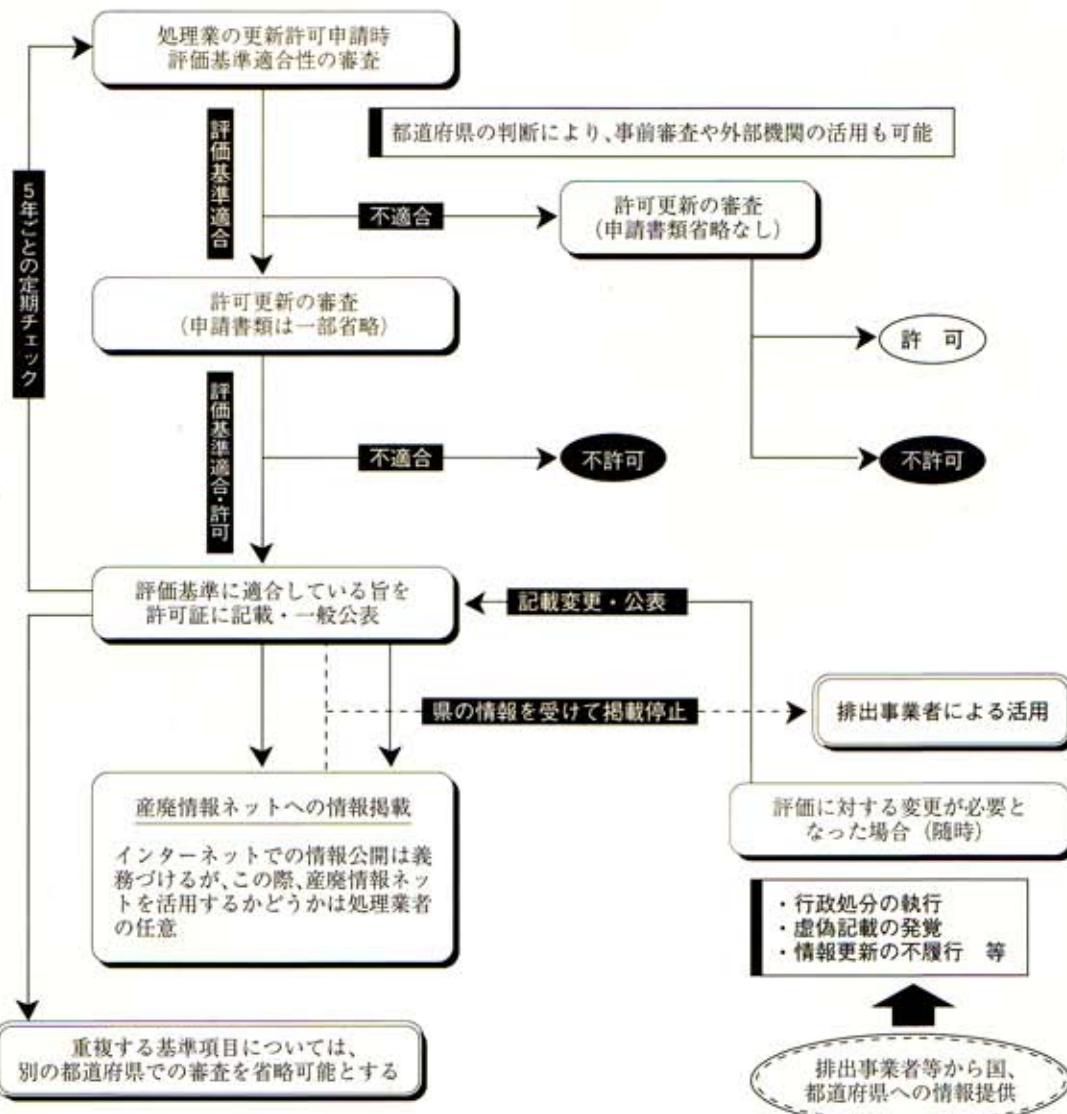
評価制度は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、評価基準への適合が確認された業者については、申請書類の一部省略を可能とするとともに、評価基準適合の旨を許可証に記載することにより排出事業者等の第三者に証明できる仕組みとする。

評価基準への適合性のチェックは、基本的には5年ごとの許可更新時に定期的に実施する。これに加え、行政処分が執行されたり、評価基準に適合していないことが発覚した際には、直ちに許可証から評価基準適合の旨の記載を削除し、当該業者が評価基準に適合しなくなつた旨を公表することとする。

また、評価制度が円滑に運営されるよう支援するため、評価基準適合業者に関する情報を産廃情報ネットにより一元的に提供することを検討する。

なお、評価基準への適合にかかわらず、許可の審査は従前どおり行うこととなる。

(1) 評価制度の全体スキーム



(2) 評価主体と信頼性確保の考え方

前頁で示したように、評価基準の制度的位置付けが「申請書類を一部省略できる者の要件」であるとすれば、最終的には許可権者である都道府県が評価基準への適合性を判断することが必要となる。なお、この都道府県の判断は、あくまでも3.で示す評価基準への適合性についての判断であり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを保証するものではないことに留意する必要がある。

ここで、中央環境審議会の意見具申で示された「違法性」「情報公開性」「環境保全への取り組み」といった多岐に渡る評価項目を都道府県単独ですべてを一から審査することは困難であることから、以下の考え方で評価の信頼性を確保することが適当である。

● 「違法性」

最終的には行政でなければ審査できない事項であり、基本的に都道府県において審査する。

ここで、他の都道府県における行政処分情報も含めて審査するためには、環境省において行政処分情報を全国的に共有するシステムを構築することが必要となる。

● 「情報公開性」

処理業者のホームページや産廃情報ネットで一般公開することにより、虚偽記載や情報更新の不履行を「国民の目」により監視する。なお、産廃情報ネットに一定の外形的チェック機能（情報更新の有無等）を持たせることも検討すべきである。

● 「環境保全」

ISO14001規格、環境省のエコアクション21などの認証又はこれに準じるもの取得していることを評価基準項目のひとつとして位置付けることにより、これらの認証制度等を活用して都道府県が取組内容を逐一審査しなくとも判断を可能とする。

3. 評価基準について

評価基準の具体的な内容に関しては、中央環境審議会の意見具申で示された「違法性」、「情報公開性」、「環境保全への取組」の三つの柱を基本として検討を行い、別紙のとおりその概要を取りまとめた。

検討に当たっては、排出事業者及び処理業者に対するアンケート調査の結果を十分に踏まえるとともに、都道府県における審査事務を簡略化し、かつ都道府県間で判断に差が生じないよう、できるだけ明確で定型的な判断ができる項目を選定した。

4. 経過措置について

廃棄物処理法に基づく処理業の許可期間は5年間であるため、更新許可の機会を活用して基準適合性の評価を行う場合、ある処理業者が評価基準を満たすようになっても次の許可更新の機会まで評価が受けられることとなる。

このことは、申請書類の一部省略という優遇措置に関しては問題とならないが、評価基準への適合が、排出事業者が業者を選定する際の重要な参考情報となることを考えると、特に制度発足当初においては、排出事業者及び処理業者のニーズを考慮し、評価基準を満たす処理業者が速やかに評価を受け、その旨を公表できるように配慮すべきである。一方、都道府県にとっては、更新許可の機会を待たずに早急な評価を求める処理業者への対応が必要となるケースも想定され

る。

対象となる処理業者の数や都道府県の人員体制を考えるとこれらの要求に完全に応えることは難しいが、今後制度化に当たっては、次のような対応も可能となるように考慮すべきである。

- ①都道府県が外部機関を活用するなどして評価基準適合（見込）者を予めリスト化・公表するとともに、処理業者が自らその旨を提示できる仕組みを設けること。
- ②更新許可の機会のみならず、変更許可や変更届出の機会も評価に活用できるようにすること。
- ③産廃情報ネットに、更新許可時期との関係で都道府県の評価を受けていない処理業者が、基準適合である旨を自己申告・開示できるサイトを設定すること。

また、情報公開基準への適合性は、一定期間情報公開が適切に行われていることをもって判断する必要があるが、制度発足当初（第1回目の評価）においては、経過措置としてこの期間を短縮することも検討する必要がある。

5. 留意事項

本委員会で取りまとめた評価制度及び評価基準を廃棄物処理法に基づく環境省令に位置付け、実際に運用するに当たっては、特に下記の事項に留意することが必要である。

- (1) 中央環境審議会の意見具申で述べられているとおり、今回の評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取り組みに目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されるものである。従って、基準適合性の審査を受けるか否かは処理業者の任意であり、基準に適合しているか否かが処理業を営む上で制度的な制約条件となるないようにすべきである。このように、評価基準は許可基準とは本質的に性格が異なることを認識した上でその運用を行う必要がある。
- (2) 本評価制度は、3.で示した評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が不法行為や不適正処理を行わないことを都道府県が保証するものではない。よって、本評価は、排出事業者が処理業者を選択する際に重要な情報を提供するものではあるが、評価基準適合業者を選択することで排出事業者としての責任や注意義務が免除されるものではない点に注意する必要がある。
- (3) 評価制度を実施・運用するに当たっては、都道府県の理解と協力が不可欠である。このため、環境省においては、都道府県の理解と協力を得る努力を行うとともに、行政処分情報の共有化のためのシステムづくりや、評価基準の統一的な運用のための参考情報の提供など、都道府県に対する支援措置を講じる必要がある。また、都道府県は、事務負担を軽減する観点から、審査に当たって外部機関を活用することも考えられる。
- (4) 処理業者の優良性に関して社会的に要請されるレベルは、社会情勢や処理業界の優良化の進展とともにより高度なものとなってくると考えられることから、これらの状況を勘案しながら適宜改訂していく必要がある。
- (5) 評価制度が有効に活用されるようになるためには、中小規模の処理業者及び排出事業者への配慮、評価基準に適合した処理業者のリストや公開情報の内容を一元的に提供する仕組みが必要である。また、経過措置として基準適合である旨を自己申告できるような仕組みも必要である。このような情報開示の仕組みについては、本報告を踏まえ、「情報開示システムワーキンググループ」で検討することとしている。

●産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準の概要

評価項目	評価の目的・着眼点	評価基準の概要		評価基準の適用範囲	評価基準の更新頻度
		収集運搬	処分		
中環審 遵法性	●一定以上の期間にわたり行政処分を受けずに処理業を営んでいるなど違法性に優れた業者である。 情報公開項目については、下記の項目をインターネットで公開していること（情報が公開されていれば基準適合とし、例えば、処理行程が適切か、経営状態が適切かといった内容の判断は行わない。）	直近の過去5年間継続して該当する廃棄物処理業（その他の環境関係法令）に基づく命令等の不利益処分を受けていない。	○	○	—
情報公開 許可内容	●正しく登記され、適正に事業活動を行っている会社か。 ●役員に欠格要件に該当する者がないか。 ●有効期限内の必要な許可を受けているか。 ●どのような種類の産業廃棄物の処理を委託できるのか。	法人の名称、住所及び代表者の氏名 役員の氏名及び役員就任日 会社の履歴(設立日、資本金、会社名や事業内容の変遷等) 事業範囲(取扱い産業廃棄物の種類明細、事業区域等) 及び事業計画の概要 許可証の記載内容	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○	変更の都度 〃 〃 〃 〃
情報公開 施設及び処理の状況	●処理委託しようとする産業廃棄物の種類や量を適正に処理するために必要な施設を有しているか。 ●外部委託も含め最終処分までの処理行程が明確になっているか。 ●施設能力を超える量の処理を受託しているおそれはないか。 ●施設を適正に維持管理しており、環境保全上問題が生じていないか。	事業の用に供する施設(車両も含む)の種類及び数量 施設の種類ごとの処理能力、処理方式、構造および設備の概要 事業場全体の処理工程の概略図 産業廃棄物の種類ごとの最終処分までの処理行程 (外部委託分も含む。) 過去1年間分の処理の実績(産業廃棄物の種類及び処分方法(リサイクルも含む。)ごとの毎月の受託量、自社処分の量及び内容、外部委託の量及び内容等) 過去1年間分の処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧が義務づけられている産業廃棄物処理施設(焼却施設、廃PCB処理施設、最終処分場)に限る。)	○ — — — ○	○ ○ ○ ○ ○	6月ごと 6月ごと 6月ごと

●産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準の概要

評価項目	評価基準の概要	評価基準の適用		評価基準の更新頻度
		収集運搬	処分	
中環審 ●健全で持続可能な財務状態を維持しているか。	経営財務 ●排出事業者への料金の提示方法が合理的なものとなっているか。	過去3年間分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書) 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等 社内組織図(職務分掌の概要、人員体制等)	○ ○ ○ ○ ○ ○	毎年 変更の都度 ○ ○
情報公開(統一) ●社内の業務管理体制が確立しているか。 ●産業廃棄物処理施設の管理体制が確立しているか。 ●環境保全への人的対処能力が備わっているか。 ●産業廃棄物処理や環境保全に関する教育や意識・技術レベルの向上に熱心に取り組んでいるか。	料金 ●地域社会との良好な関係の構築に努力しているか。	技術管理者の氏名(許可施設の設置者に限る。) 取得した環境関係資格の資格名称及び取得人數 受講した産業廃棄物関係講習会の講習会名称・主催者・時期、及び講習会ごとの修了者数並びに修了番号 利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度	— ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
環境保全への取組み ●客観的な規格やプログラムに基づき環境負荷低減等のための積極的な取組みを行っているか。	地域融和	ISO14001規格、エコアクション21(相互認証された他の環境マネジメントシステムに係る第三者認証又は地方公共団体の認定のいすれかを取得している。ただし、本基準項目の適用に当たっては、認証者サイド及び処理業者サイドの体制整備状況を精査し、必要に応じて猶予期間を設定する必要がある。)	○ ○ ○ ○	— —

台風23号における飛騨地方の災害廃棄物処理について

岐阜県飛騨地域振興局環境課

平成16年10月20日から21日未明にかけ東海地方に接近した台風23号は、1時間最大雨量57mm、24時間最大雨量257mm（高山市）を記録し、飛騨地方に土砂の流出、道路の決壊、建物への浸水など多大な被害をもたらした。これに伴い、飛騨地域振興局管内でも建物内に浸入した流木、家屋浸水により使用不能になった廃家電や家具類など少なくとも4200t以上の大量の災害廃棄物が発生した。

今回は管内市町村の台風23号でもたらされた災害廃棄物処理の現状を紹介する。



・被災状況（高山市内）



・ごみ集積場（飛騨市内）



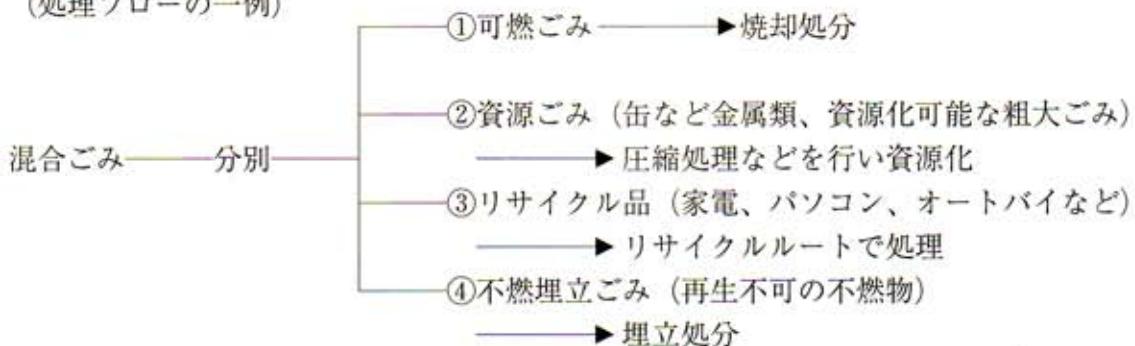
○ 災害廃棄物の集積と処分

各市町村では災害廃棄物の集積に対応するための場所を指定し、この集積場に集められた災害廃棄物は、主に現場で可燃物、資源ごみ、不燃物に分別され、処理施設で処分された。ある自治体の処理フローを下記に示す。

交通網が寸断された飛騨市の一部地域では災害廃棄物を集積場へ運搬するのも困難を極めたようである。

また、各地で住民や建設業協会、岐阜県清掃事業協同組合、県職員等のボランティアの協力などにより、災害廃棄物の撤去作業や集積された廃棄物の分別作業が行われた。

（処理フローの一例）





ボランティアによる清掃作業（高山市内）

○課題

災害廃棄物の処理にあたった市町村からは次のような課題があげられた。

- ・災害ごみもリサイクルを行うのが原則である。埋立ごみが多くなるのはやむを得ないことだが、大量の廃棄物を一時期に処理するので、埋立処分地の残余容量が激減する。なるべく資源化できるような対策が望まれる。
- ・通常ごみと災害ごみを判別するのに苦労したようだった。特に、廃家電や廃タイヤの処理においてこの点が目立った。
- ・管内市町村では災害廃棄物処理に対するマニュアルが整備されておらず、分別や処理がスムーズに進まないこともあった。
- ・道路復旧が優先されるため、河川敷や道路上の流木の処理が後手になってしまふ。また、土砂や流木の処理費が膨大で負担が大きい。

○ 終わりに

現在も災害廃棄物処理が続いているが、今回の経験を教訓に市町村が災害廃棄物処理に関するマニュアルを早急に整備し、その中で様々な災害を想定して廃棄物の収集や処分が円滑に運用できるよう住民と自治体各部署の役割を明確にすることが必要であろう。

また、災害廃棄物処理については、環境省所管の災害廃棄物処理事業をはじめ、各種の国庫補助事業があり、これらの採択について関係機関がよく協議することが重要である。

わがまちの産業廃棄物問題と対策



すばやい対応と適切な処理に努める

瑞穂市長 松野 幸信

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、日頃から市政へのご理解ご協力まことにありがとうございます。また、幅広い活動を通しての環境保全への並々ならぬご尽力に、深く敬意を表します。

本市は、旧穂積町と巣南町が合併し、平成15年5月に市制を施行いたしました。県都岐阜市に隣接する利便性に加え、JR東海道線と国道21号線が市内を横断するなど中部圏の要である名古屋市へのアクセスも容易であり、交通至便の活気あるまちとして発展を遂げてまいりました。

また一方では豊かな自然にも恵まれ、清流長良川、揖斐川をはじめとする数多くの一級河川が貫流し、これらは市の面積の約20パーセントを占めております。

しかし、河川敷地が広大であるがゆえに、すみずみまで目をゆき届かせることが困難であるともいえ、常に不法投棄の格好の場となりうる問題をかかえております。実際に、河川敷地、おもに堤防からの家電系粗大ごみや建設廃材などの不法投棄は年々増加する傾向にあり、その対応に追われているのが現状で、不法投棄の事実が判明した際には、関係機関と調整し、すばやい対応を心がけております。

さらに、このような廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防ぐため、県とタイアップしたパトロールや、市内に存在する事業所の資材置場の使用状況把握に努めるほか、看板の設置など、行政だけではなく、自治会、老人クラブなど地域住民のかたがたとも協力し、不法投棄一掃に取り組んでおります。

さて、産業廃棄物対策をはじめとする環境問題を改善するためには、自然と共生した、環境にやさしい循環型の社会づくりを進めることができます。環境への関心が高まりつつあるなか、一人ひとりの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を促すような施策を講じ、限りある資源を大切にし、恵まれた河川をはじめとする良好な環境や生態系を保全しようとする意識を育むことで、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、問題解決への糸口を切り開いていきたいと考えます。

今後、地球環境に配慮した処理施設の充実が望まれるところですが、これからも県や警察、地域との連携を密にし、廃棄物問題における迅速な対応と適切な処理に努めていきたいと考えておりますので、関係各位のご指導のほどよろしくお願ひいたします。

最後に、貴協会の益々のご発展をお祈りいたしまして、結びのことばとさせていただきます。

清水道雄氏（当協会副理事長） 環境大臣表彰受賞



当協会副理事長清水道雄氏（寿和工業株代表取締役）が平成16年度生活環境改善事業功労者として栄えある環境大臣表彰を受賞されました。当協会は第5回理事会において記念品を贈りそのご栄誉をお祝いしました。

平成16年度第4回理事会開催

平成16年度第4回理事会（書面表決）が平成16年11月1日(月)に開催されました。

この理事会は新規加入会員の承認について開催されたもので、正会員8名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成16年度第5回理事会開催

平成16年12月14日(火)午後4時から岐阜市内の「岐阜グランドホテル孔雀の間」において本年度第5回理事会が開催されました。この理事会においては、次の議案が全員一致で原案どおり可決されました。その他当日決定事項も全員の承諾が得られました。

まず、議案にはいる前に、事務局より書面表決（第4回理事会）の承認について報告し、各委員会の報告も同時に行いました。

第1号議案 平成16年度収支補正予算について

第2号議案 役員の選任について

第3号議案 委員会委員の選任について

第4号議案 新規加入会員の承認について

*当日決定事項

①「産業廃棄物ものがたり（仮称）」ビデオ・DVD制作費の新年度予算計上

②災害義援金の贈呈

岐阜県台風23号災害被災者義援金

200千円

新潟県中越地震災害義援金 100千円

③岐阜県知事候補者「古田 肇」氏の推薦

新理事・新委員の紹介

平成16年12月14日開催の第5回理事会において、理事、賛助会員可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会长藤岡洋一氏が退任され、後任会長の高橋淳二氏（写真）が新理事に就任されました。また、同時に研修指導委員にも選任されました。



平成16年度第2回研修指導委員会開催

(10月6日午前10時30分から)

- 「廃棄物処理法とマニフェストの実務」研修会の開催について
- その他

平成16年度第3回広報編集委員会開催

(11月16日午前10時30分から)

- 「ぎふ保全協会報」第61号の編集方針について
- その他

「廃棄物処理法とマニフェストの実務」研修会開催

(11月9日午後2時から)

標記研修会を「岐阜県県民ふれあい会館」において開催しました。

参加者は189名（正会員、賛助会員、その他）。研修会には、県の廃棄物対策室から講師をお願いし「廃棄物処理法の一部改正」について

説明されました。又、「マニフェストの実務」においては、O S E事務所の大森重夫氏から実際のマニフェストの記入方法について詳しく説明がされました。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正について

講師：廃棄物対策室 技術課長補佐 沢田智通氏

- ・「マニフェストの実務」について

講師：O S E事務所 所長
(財)日本産業廃棄物処理振興センター講師
大森重夫氏



研修会

産業廃棄物と環境を考える 全国大会の開催（第3回）

「産廃処理業の優良化—環境ビジネスとしての発展に向けて—」のテーマのもと優良化推進事業の第1回「産業廃棄物処理業優良化推進フォーラム」と同時に開催されました。又、大会を前に環境大臣表彰が行われ、当協会副理事長の清水道雄氏が受賞されました。

1. 基調講演

「モノごみ」と「ガスごみ」からの21世紀発想

山根一眞氏(万博愛知県プロデューサー)

2. パネル討論会

「産廃処理業の優良化—環境ビジネスとしての発展に向けて—」

コーディネーター

宮崎 緑 (千葉商科大学助教授)

パネリスト

森 徳夫 (愛知県副知事)

田中 宰 (松下電器産業株式会社副社長)

長沢伸也 (早稲田大学教授 優良化推進委員会委員)

神保重紀 (日経エコロジー編集長)

國中賢吉 (全国産業廃棄物連合会会长)

(以上順不同・敬称略)



表彰式



全国大会

災害廃棄物処理体制構築マニュアル 説明会の開催

各県の協会で災害廃棄物処理支援体制の構

築を検討するための講習会が全産連で作成したマニュアルにより説明がありました。当協会から粥川適正処理委員長と、今木事務局長が出席しました。

日 時：平成16年11月25日(木)

場 所：如水会館 2階「オリオンルーム」

東京都千代田区一ツ橋 2-1-1

議 題：1. 災害廃棄物処理体制の構築について

2. 災害廃棄物処理体制構築マニュアルについて

3. 今後の取り組みについて

4. その他

安全衛生規程等講習会開催

産業廃棄物処理業界における労働災害発生率が全産業平均に比して極めて高く最も危険な業種と言われていることに鑑み、標記講習会を開催しました。講習会では労働安全衛生法の基本について詳しく説明がされました。

日 時：平成16年12月10日(金)

13時30分～16時

場 所：岐阜県水産会館 1階 大会議室

岐阜市薮田南1-11-12

内 容：・安全衛生管理の実態と安全衛生の基本



講習会

- ・モデル安全衛生規程及び解説・安全衛生チェックリストについて

全国正会員事務局責任者会議開催

社団法人全国産業廃棄物連合会主催の全国正会員事務局責任者会議が平成16年12月17日(金)東京海運クラブ 2階ホールにおいて開催され、吉田専務理事が出席しました。会議では、下記議題について協議されました。

1. 産業廃棄物処理業優良化推進事業の推進について
*優良性評価制度について
2. 産業廃棄物運搬車に係る表示について
3. 講習会の現状について
4. 協会運営に関する情報交換
5. その他

平成16年10月から12月までの産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県水産会館において開催されました。開催状況は、次表のとおりです。

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
10月19日	100	98	0	98

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月25日	100	99	1	98

- ・産業廃棄物処理業許可申請に関する講習会
(更新収集運搬課程)

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
11月26日	100	96	0	96

お知らせ

新規加入会員の紹介

平成16年度第4回理事会を平成16年11月1日（書面表決）開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名 住所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
株式会社新井組 〒506-0851 高山市大新町2-205	代表取締役 新井和男 ☎0577-32-2863	収集運搬業	
株式会社鶴飼組 〒501-0407 本巣市仏生寺266-2	代表取締役 鶴飼幸子 ☎058-323-0600	収集運搬業	
株式会社カンチ 〒500-8323 岐阜市鹿島町4-4-1	代表取締役 市川益男 ☎058-253-6311	中間処理業	
株式会社木越組 〒501-4222 郡上市八幡町島谷1613	代表取締役 木越保晴 ☎0575-65-2105	収集運搬業	
有限会社鬼童 〒455-0805 愛知県名古屋市港区当知町8-64-45 ニューコーポ第2当知101号	代表取締役 鬼童弘之 ☎052-382-2147	収集運搬業	
自然応用科学株式会社 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-13-26	代表取締役 堀田錠一 ☎052-212-2800	収集運搬業	賛助会員 より移籍
帝国建設株式会社 〒501-0603 掛斐郡掛斐川町上南方2200-95	代表取締役 小玉論 ☎0585-22-6538	収集運搬業	
有限会社丸亀 〒501-0303 瑞穂市森668-1	代表取締役 亀山克也 ☎058-328-6513	収集運搬業	

平成16年度第5回理事会を平成16年12月14日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名 住所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
有限会社三協工業 〒503-1501 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原1383-2	代表取締役 近藤清和 ☎0584-43-2810	収集運搬業	

お知らせ

会員名所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
有限会社タカイ電工 〒501-3303 加茂郡富加町羽生1910	代表取締役 高井 美代子 ☎0574-54-3162	収集運搬業	
有限会社広見環境サービス 〒509-0214 可児市広見1710-1	代表取締役 奥村 訓章 ☎0574-62-0510	収集運搬業	

参考 会員の状況

会員区分	9月10日現在	入会数	退会数	12月14日現在	増減
正会員	364	11	1	374	10
賛助会員	115	0	2	113	△2
特別会員	2	—	—	2	—
合計	481	11	3	489	8

岐阜県人事異動（関係分）

岐阜県は平成16年10月15日付で人事異動を発表しましたので関係分についてお知らせします。

◇水環境室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
室長	近藤邦弘	中濃地域振興局 環境課長	児玉文夫	知事公室課長兼 淡水魚研究所長

◇不適正処理対策室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
管理監	奥田 浩	西濃地域振興局 課長補佐	————	————

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○窓口で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入し、直接購入する。

○送料着払いによる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発送。
(管理票代金後払い（郵便振込）による購入)

発送を希望される方

- 45ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、当協会FAX（058-272-6764）へ送信下さい。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）発送の際に、郵便払込取扱票を同封しますので、到着日を含め10日以内に振込下さい。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せますので、お届けするのに一週間前後かかります。

☆産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は45ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入下さい。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払い下さい。

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒

住 所 _____

会社名 _____

代表者又は _____

取扱責任者 _____ ㊞

電話番号 _____

FAX番号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*支払方法	振込No
現金	
*整理	

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 加藤 宏 川合 清和 中尾 勝
野々村 清 口 繁



協会のシンボルマーク

平成17年1月15日発行

第61号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番地12号 水産会館1階

TEL <058>272-9293

FAX <058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan/>

印刷 共和印刷株式会社

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

NIPPON KOA
INSURANCE

岐阜支店営業第3課 担当 中川 TEL <058>253-9813

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

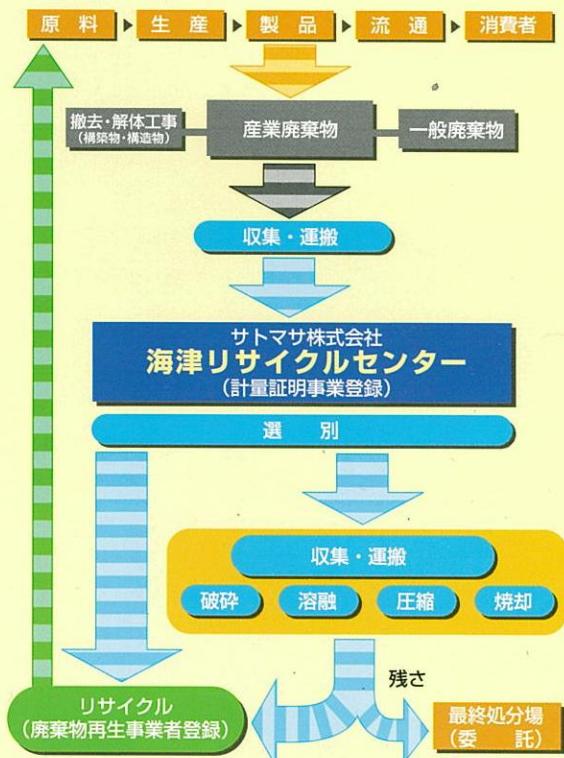


サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県産業廃棄物処理協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
- 愛知県地域環境創造協会

本 社 ☎ 498-0045

愛 知 県 津 島 市 東 柳 原 町 1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター ☎ 503-0643

岐 阜 県 海 津 市 海 津 町 札 野 434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会